



鳥取県公報

令和 8 年 10 月 20 日（火）
号外第 5 4 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 条 例	鳥取県税条例及び特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例（28）（税務課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
	鳥取県児童福祉施設に関する条例等の一部を改正する条例（29）（子育て王国課）・・・ 7

公布された条例のあらまし

◇鳥取県税条例及び特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

寄附金税額控除の対象として指定している法人の指定の期間を更新するとともに、県内の一部地域が原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法に規定する原子力発電施設等立地地域として指定されたことに伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 鳥取県税条例の一部改正

個人県民税の寄附金税額控除の対象としている特定非営利活動法人未来に対して支出された寄附金の当該寄附金税額控除の指定の期間を令和8年11月1日から令和13年10月31日まで（現行 令和3年11月1日から令和8年10月31日まで）に更新する。

(2) 特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部改正

県税の不均一課税の対象として、原子力発電施設等立地地域の対象設備設置者に係る事業税及び不動産取得税を加える。

(3) 施行期日等

ア 施行期日は、公布の日とする(2)に関する事項を除き、令和8年11月1日とする。ただし、(2)に関する事項は、令和8年8月14日から適用する。

イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県児童福祉施設に関する条例等の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律の施行による児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 児童福祉施設（助産施設、児童厚生施設（児童館を除く。）、児童発達支援センター、児童家庭支援センター及び里親支援センターを除く。）、指定障害児入所施設及び認定こども園の設置者並びに指定障害児通所支援事業者は、児童対象性暴力等を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に児童等を適切に保護するため、児童等対象業務従事者に係る犯罪事実確認その他の必要な措置を講ずることとする。

(2) 施行期日は、令和8年12月25日とする。

条 例

鳥取県税条例及び特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年10月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第28号

鳥取県税条例及び特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例

(鳥取県税条例の一部改正)

第1条 鳥取県税条例(平成13年鳥取県条例第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後

(寄附金税額控除)

第24条の4 略

2・3 略

4 法第37条の2第1項第4号の条例で定める住民の福祉の増進に寄与する寄附金は、同号に規定する寄附金のうち、次の表に掲げる法人に対する同表の右欄に定める期間内に支出された寄附金（特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。）とする。

名称	主たる事務所の所在地	期間
略		
特定非営利活動法人未来	倉吉市東仲町2571	令和8年11月1日から令和13年10月31日まで
略		

5 略

改正前

(寄附金税額控除)

第24条の4 略

2・3 略

4 法第37条の2第1項第4号の条例で定める住民の福祉の増進に寄与する寄附金は、同号に規定する寄附金のうち、次の表に掲げる法人に対する同表の右欄に定める期間内に支出された寄附金（特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。）とする。

名称	主たる事務所の所在地	期間
略		
特定非営利活動法人未来	倉吉市東仲町2571	令和3年11月1日から令和8年10月31日まで
略		

5 略

(特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部改正)

第2条 特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例(平成12年鳥取県条例第61号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(目的) 第1条 この条例は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号。以下「過疎法」という。)、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律	(目的) 第1条 この条例は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号。以下「過疎法」という。)、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律

(平成19年法律第40号。以下「地域経済牽引事業促進法」という。)、地域再生法(平成17年法律第24号)、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法(平成12年法律第148号。以下「原発等立地地域振興法」という。)及び山村振興法(昭和40年法律第64号)に定める目的の達成並びに本県における企業立地の促進に資するため、地方税法(昭和25年法律第226号)第6条の規定による県税の課税免除及び不均一課税について必要な事項を定めるものとする。

(地方活力向上地域等における県税の課税免除及び不均一課税)

第4条 地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令(平成27年総務省令第73号。以下「再生法省令」という。)第2条第2号に規定する特別償却設備設置者(地域再生法第17条の2第1項第1号に掲げる事業を実施する者に限る。)又は原発等立地地域振興法第3条第1項の規定により指定された原子力発電施設等立地地域の区域内において、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第10条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成13年総務省令第54号。以下この項において「原発等立地地域振興法省令」という。)第1条第1項第1号に規定する期間内に同号に規定する対象設備(以下この条及び第8条第1項において「対象設備」という。)を新設し、若しくは増設した者(第3項において「対象設備設置者」という。)について、再生法省令第2条第1号に規定する特別償却設備を事業の用に供した日の属する年若しくは事業年度(以下この項において「特別償却設備基準年」という。)以後3年間の各年若しくは各事業年度の所得金額若しくは収入金額のうち当該特別償却設備に係るものとして再生法省令第3条の規定により計算した額又は当該対象設備を事業の用に供した日の属する年若しくは事業年度(以下この項において「対象設備基準年」という。)以後3年間の各年若しくは各事業年度の所得のうち原発等立地地域振興法省令第2条の規定により当該対象設備に係るものとして計算した額に対して課する事業税の額は、鳥取県税条例(平成13年鳥取県条例第10号。以下「県税条例」という。)第58条及び第64条の4の規定にかかわらず、これらの規定に規定する額に、次の表の左欄

(平成19年法律第40号。以下「地域経済牽引事業促進法」という。)、地域再生法(平成17年法律第24号)及び山村振興法(昭和40年法律第64号)に定める目的の達成並びに本県における企業立地の促進に資するため、地方税法(昭和25年法律第226号)第6条の規定による県税の課税免除及び不均一課税について必要な事項を定めるものとする。

(地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税)

第4条 地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令(平成27年総務省令第73号。以下「再生法省令」という。)第2条第2号に規定する特別償却設備設置者(地域再生法第17条の2第1項第1号に掲げる事業を実施する者に限る。))について、再生法省令第2条第1号に規定する特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度(以下この項において「基準年」という。)以後3年間の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額のうち当該特別償却設備に係るものとして再生法省令第3条の規定により計算した額に対して課する事業税の額は、鳥取県税条例(平成13年鳥取県条例第10号。以下「県税条例」という。)第58条及び第64条の4の規定にかかわらず、これらの規定に規定する額に、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。

に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。

特別償却設備基準年又は対象設備基準年（以下この表において単に「基準年」という。）	略
略	

2 略

3 再生法省令第2条第2号に規定する特別償却設備設置者（地域再生法第17条の2第1項第2号に掲げる事業を実施する者に限る。）又は対象設備設置者について、再生法省令第2条第1号に規定する特別償却設備である家屋若しくはその敷地である土地の取得（土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）又は当該対象設備である家屋若しくはその敷地である土地の取得（原発等立地地域振興法第3条第3項の規定による公示の日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税の税率は、県税条例第79条及び第80条の規定にかかわらず、これらの規定に規定する税率に10分の1を乗じて得た率とする。

（不均一課税の適用の申請）

第8条 第4条第1項又は第3項の規定の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した不均一課税適用申請書を、個人にあつては再生法省令第2条第1号に規定する特別償却設備又は対象設備を事業の用に供した日の属する年の翌年の3月15日又は延長申告期限までに、法人にあつては同号に規定する特別償却設備又は対象設備を事業の用に供した日の属する事業年度に係る法人事業税申告納付期間の末日又は延長申告期限までに、知事に提出しなければならない。

（1） 略

（2） 再生法省令第2条第1号に規定する特別償却設備若しくは対象設備又はその敷地である土地の所在地及び取得年月日

（3） 略

2～4 略

基準年	略
略	

2 略

3 再生法省令第2条第2号に規定する特別償却設備設置者（地域再生法第17条の2第1項第2号に掲げる事業を実施する者に限る。）について、再生法省令第2条第1号に規定する特別償却設備である家屋又はその敷地である土地の取得（土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税の税率は、県税条例第79条及び第80条の規定にかかわらず、これらの規定に規定する税率に10分の1を乗じて得た率とする。

（不均一課税の適用の申請）

第8条 第4条第1項又は第3項の規定の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した不均一課税適用申請書を、個人にあつては再生法省令第2条第1号に規定する特別償却設備を事業の用に供した日の属する年の翌年の3月15日又は延長申告期限までに、法人にあつては同号に規定する特別償却設備を事業の用に供した日の属する事業年度に係る法人事業税申告納付期間の末日又は延長申告期限までに、知事に提出しなければならない。

（1） 略

（2） 再生法省令第2条第1号に規定する特別償却設備又はその敷地である土地の所在地及び取得年月日

（3） 略

2～4 略

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和8年11月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。
- 2 第2条の規定による改正後の特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例（以下「新県税特例条例」という。）の規定は、令和8年8月14日から適用する。

(寄附金に関する経過措置)

- 3 この条例の施行の日前に第1条の規定による改正前の鳥取県税条例第24条の4第4項に規定する特定非営利活動法人未来に対して支出した寄附金については、同項の規定は、なおその効力を有する。

(不均一課税の適用の申請に関する経過措置)

- 4 新県税特例条例第8条第1項の規定による提出期限が、第2条の規定の施行の日から起算して30日を経過する日までに到来する申請（新県税特例条例第4条第1項に規定する対象設備に係るものに限る。）については、新県税特例条例第8条第1項の規定にかかわらず、同日を提出期限とする。

鳥取県児童福祉施設に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年10月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第29号

鳥取県児童福祉施設に関する条例等の一部を改正する条例

(鳥取県児童福祉施設に関する条例の一部改正)

第1条 鳥取県児童福祉施設に関する条例（平成24年鳥取県条例第79号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第2（第8条関係）		別表第2（第8条関係）	
項目	基準	項目	基準
職員の配置	1・2 略 3 職員に小児科の診療経験を有する医師がいる場合を除き、嘱託医師を定めておくこと。	職員の配置	1・2 略 3 職員に小児科の診療経験を有する医師がいる場合を除き、嘱託医師を定めておくこと。
児童対象性暴力等の防止	法第45条第7項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に児童を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（児童と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該児童に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。以下同じ。）その他の必要な措置を講ずること。		
略		略	
別表第3（第9条関係）		別表第3（第9条関係）	
項目	基準	項目	基準

職員の配置	1・2 略 3 嘱託医師を定めておくこと。
児童対象性暴力等の防止	別表第2児童対象性暴力等の防止の項に掲げる基準を満たすこと。
略	

別表第4（第10条関係）

項目	基準
職員の配置	1～5 略 6 入所している幼児の健康及び安全の保持、保護者に対する子育て支援、地域における子育て支援等の機能及び環境の充実を図るよう、第2号に定める人数を上回る保育士の配置に努めること。
児童対象性暴力等の防止	別表第2児童対象性暴力等の防止の項に掲げる基準を満たすこと。
略	

別表第5（第11条関係）

項目	基準
職員の配置	次に掲げる職員を置くこと。 (1) 略 (2) 児童の遊びを指導する者
児童対象性暴力等の防止	児童館にあつては、別表第2児童対象性暴力等の防止の項に掲げる基準を満たすこと。
略	

別表第6（第12条関係）

項目	基準
職員の配置	1・2 略 3 嘱託医師を定めておくこと。
児童対象性暴力等の防止	別表第2児童対象性暴力等の防止の項に掲げる基準を満たすこと。
略	

職員の配置	1・2 略 3 嘱託医師を定めておくこと。
略	

別表第4（第10条関係）

項目	基準
職員の配置	1～5 略 6 入所している幼児の健康及び安全の保持、保護者に対する子育て支援、地域における子育て支援等の機能及び環境の充実を図るよう、第2号に定める人数を上回る保育士の配置に努めること。
略	

別表第5（第11条関係）

項目	基準
職員の配置	次に掲げる職員を置くこと。 (1) 略 (2) 児童の遊びを指導する者
略	

別表第6（第12条関係）

項目	基準
職員の配置	1・2 略 3 嘱託医師を定めておくこと。
略	

別表第7（第13条関係）

1 福祉型障害児入所施設

項目	基準
職員の配置	1～4 略 5 職員は、入所する児童の数及び障がいの程度に応じ、規則で定める人数以上とすること。
児童対象性暴力等の防止	法第45条第7項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に入所者を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（入所者と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該入所者に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認その他の必要な措置を講ずること。

略

サービスの提供	1～3 略 4 <u>入所者</u> の安全の確保を図るため、安全計画を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講ずること。また、職員に対し、安全計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。なお、安全計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。 5 <u>入所者</u> の施設外での活動、取組等のための移動その他の <u>入所者</u> の移動のために自動車を運行するときは、 <u>入所者</u> の乗車及び降車の際に、点呼その他の <u>入所者</u> の所在を確実に把握することができる方法により、 <u>入所者</u> の所在を確認すること。 6～8 略
---------	---

略

2 医療型障害児入所施設

別表第7（第13条関係）

1 福祉型障害児入所施設

項目	基準
職員の配置	1～4 略 5 職員は、入所する児童の数及び障がいの程度に応じ、規則で定める人数以上とすること。

略

サービスの提供	1～3 略 4 <u>児童</u> の安全の確保を図るため、安全計画を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講ずること。また、職員に対し、安全計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。なお、安全計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。 5 <u>児童</u> の施設外での活動、取組等のための移動その他の <u>児童</u> の移動のために自動車を運行するときは、 <u>児童</u> の乗車及び降車の際に、点呼その他の <u>児童</u> の所在を確実に把握することができる方法により、 <u>児童</u> の所在を確認すること。 6～8 略
---------	---

略

2 医療型障害児入所施設

項目	基準
職員の配置	1～3 略 4 職員は、入所する児童の数及び障がいの程度に応じ、規則で定める人数以上とすること。
児童対象性暴力等の防止	1の表児童対象性暴力等の防止の項に掲げる基準を満たすこと。
略	

別表第9（第15条関係）

項目	基準
職員の配置	1 略 2 職員は、利用する児童の数に応じ、規則で定める人数以上とすること。
児童対象性暴力等の防止	別表第2児童対象性暴力等の防止の項に掲げる基準を満たすこと。
略	

別表第10（第16条関係）

項目	基準
職員の配置	1・2 略 3 嘱託医師及び精神科の診療に相当の経験を有する嘱託医師を定めておくこと。
児童対象性暴力等の防止	別表第2児童対象性暴力等の防止の項に掲げる基準を満たすこと。
略	

項目	基準
職員の配置	1～3 略 4 職員は、入所する児童の数及び障がいの程度に応じ、規則で定める人数以上とすること。
略	

別表第9（第15条関係）

項目	基準
職員の配置	1 略 2 職員は、利用する児童の数に応じ、規則で定める人数以上とすること。
略	

別表第10（第16条関係）

項目	基準
職員の配置	1・2 略 3 嘱託医師及び精神科の診療に相当の経験を有する嘱託医師を定めておくこと。
略	

（鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例の一部改正）

第2条 鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例（平成24年鳥取県条例第81号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第1（第6条関係） 1 児童発達支援		別表第1（第6条関係） 1 児童発達支援	
区分	基準	区分	基準
従業者の配置	1～5 略 6 常時1人以上の従業者を利	従業者の配置	1～5 略 6 常時1人以上の従業者を利

	用者の支援に従事させること。		用者の支援に従事させること。
児童対象性暴力等の防止	法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用者を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用者と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用者に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。以下同じ。）その他の必要な措置を講ずること。		
略		略	
2 放課後等デイサービス		2 放課後等デイサービス	
区分	基準	区分	基準
従業者の配置	1～7 略 8 常時1人以上の従業者を利用者の支援に従事させること。	従業者の配置	1～7 略 8 常時1人以上の従業者を利用者の支援に従事させること。
児童対象性暴力等の防止	1の表児童対象性暴力等の防止の項に掲げる基準を満たすこと。		
略		略	
3 居宅訪問型児童発達支援		3 居宅訪問型児童発達支援	
区分	基準	区分	基準
従業者の配置	1～3 略 4 常時1人以上の従業者を利用者の支援に従事させること。	従業者の配置	1～3 略 4 常時1人以上の従業者を利用者の支援に従事させること。
児童対象性暴力等の防止	1の表児童対象性暴力等の防止の項に掲げる基準を満たすこと。		
略		略	
4 保育所等訪問支援		4 保育所等訪問支援	

区分	基準
従業者の配置	1～3 略 4 常時1人以上の従業者を利用者の支援に従事させること。
児童対象性暴力等の防止	1の表児童対象性暴力等の防止の項に掲げる基準を満たすこと。
略	

別表第2（第7条関係）

1 福祉型障害児入所施設

区分	基準
従業者の配置	1～4 略 5 嘱託医師を定めておくこと。
児童対象性暴力等の防止	法第24条の11第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に入所者を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（入所者と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該入所者に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認その他の必要な措置を講ずること。
略	

2 医療型障害児入所施設

区分	基準
従業者の配置	1～3 略 4 従業者（管理者を除く。）は、専ら当該施設の職務に従事することができる者をもって充てること。ただし、入所者の支援に支障がない場合として規則で定める場合は、この限りでない。
児童対象性暴力等の防止	1の表児童対象性暴力等の防止の項に掲げる基準を満たすこと。
略	

区分	基準
従業者の配置	1～3 略 4 常時1人以上の従業者を利用者の支援に従事させること。
略	

別表第2（第7条関係）

1 福祉型障害児入所施設

区分	基準
従業者の配置	1～4 略 5 嘱託医師を定めておくこと。
略	

2 医療型障害児入所施設

区分	基準
従業者の配置	1～3 略 4 従業者（管理者を除く。）は、専ら当該施設の職務に従事することができる者をもって充てること。ただし、入所者の支援に支障がない場合として規則で定める場合は、この限りでない。
略	

(鳥取県認定こども園に関する条例の一部改正)

第3条 鳥取県認定こども園に関する条例（平成26年鳥取県条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第1（第3条関係）		別表第1（第3条関係）	
項目	要件	項目	要件
略		略	
職員配置	1～7 略 8 前各号に定めるもののほか、子どもの処遇の向上及び子育て支援事業の充実に配慮して規則で定める基準を満たすこと。	職員配置	1～7 略 8 前各号に定めるもののほか、子どもの処遇の向上及び子育て支援事業の充実に配慮して規則で定める基準を満たすこと。
児童対象性暴力等の防止	認定こども園法第6条の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に子どもを適切に保護するため、児童等対象業務従事者（子どもと接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該子どもに接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講ずること。		
略		略	
別表第2（第4条関係）		別表第2（第4条関係）	
項目	基準	項目	基準
略		略	
職員配置	1～6 略 7 前各号に定めるもののほか、子どもの処遇の向上及び子育て支援事業の充実に配慮して規則で定める基準を満たすこと。	職員配置	1～6 略 7 前各号に定めるもののほか、子どもの処遇の向上及び子育て支援事業の充実に配慮して規則で定める基準を満たすこと。

	すこと。		すこと。
児童対象性暴力等の防止	別表第1児童対象性暴力等の防止の項に掲げる基準を満たすこと。		
略		略	

附 則

この条例は、令和8年12月25日から施行する。